



精神科看護管理ニュース

Vol. **83**

発行 日本精神科看護協会

2021/01/26

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、日精看より厚生労働省へ以下の要望書を提出しました。

1 令和2年12月21日付で、新型コロナウイルス感染拡大下で行う 看護師・保健師・助産師の国家試験に関する要望書を提出しました

現在の感染拡大状況下では、受験学生個人の感染防止策によって感染を防ぐこと、もしくは濃厚接触者になることを回避するには限界があります。万が一、受験学生が国家試験間近になって感染が疑われる状況になったり、濃厚接触者となった場合には、学生が看護師等国家試験受験の機会を失うことになるのは勿論のこと、看護師不足の状況のなかで医療提供体制の逼迫を招くことに繋がるのではないかと懸念しています。そこで、下記のとおり要望いたしました。

1. 会場で検査・診断の対象となる学生が、検査等にかかる時間を除いて受験できるよう、試験開始までの時間を十分に確保されたい。
2. 会場の換気による室温の低下で、受験生の集中力が低下しないよう、環境を整えていただきたい。
3. 新型コロナウイルスに感染した受験生は、災害時の特例対象とし、別日程で試験の機会を設けていただきたい。

2 令和3年1月21日付で、新型コロナウイルス感染拡大に係るワクチンの 訪問看護ステーションの医療従事者への早期接種に関する要望書を提出しました

現在の感染拡大状況下でも、訪問看護師は地域で生活する精神疾患を持つ利用者の療養を支え続けています。特に精神疾患を抱える利用者は、自身の不調を言語化することが苦手な方も多く、また、新型コロナウイルスへ感染する不安から精神症状を悪化させてしまう可能性も十分に考えられます。そのような利用者を地域で支え続けるために、利用者本人やその家族に感染が疑われる状況であっても、訪問看護師は休みなく看護を提供し続けています。しかし、現状では、早期に接種する医療従事者等の範囲に訪問看護ステーションの訪問看護師等が記載されていません。

在宅医療、地域医療を担う訪問看護従事者が感染を予防することは、地域の医療崩壊を防ぐための最重要事項の1つです。訪問看護ステーションの訪問看護師等を早期接種の対象である医療従事者の一員として明記し、自治体等に周知していただくよう要望いたしました。

1. ワクチン接種の早期接種医療従事者の範囲に訪問看護ステーションの訪問看護師等を明記すること。
2. 上記を自治体等の関係者に周知すること。

- 本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

1/1